

# 刈羽村地域防災計画（風水害・震災等対策編）修正の概要

## 1 修正の経緯

刈羽村地域防災計画のうち主に風水害対策及び震災対策に関する部分は、平成7年の豪雨災害、平成16年の新潟県中越大震災、平成19年の新潟県中越沖地震と相次いで見舞われた災害の教訓のほか、災害対策基本法の改正やいわゆる土砂災害防止法の制定などの法令改正を反映させて平成22年10月に全面的に修正し、新たに「風水害・震災等対策編」を設けた。

それから約2年半が経過し、この間に災害対策基本法や土砂災害防止法、水防法の改正、新潟県地域防災計画震災対策編、風水害対策編及び個別災害対策編の修正、水道事業の柏崎市への統合があつたことなどから、これらを受けて刈羽村地域防災計画（風水害・震災等対策編）を修正するものである。

## 2 主な修正事項

### ① 雪害予防計画の追加（第2章第4節・第5節・第6節・第7節・第9節）

新潟県地域防災計画（個別災害対策編）が修正されたことを受けて、雪害予防計画について新たに節を設けて規定するほか、積雪期における交通確保など他の節において記述を追加する。雪処理の扱い手確保など雪害特有の予防対策を除いては、風水害予防対策に準じて対応する。

### ② 竜巻等突風災害予防計画及び応急対策の追加（第2章第10節、第3章第14節）

新潟県地域防災計画（個別災害対策編）が修正され、竜巻等突風災害予防計画及び応急対策が盛り込まれたことを受けて、これらについて新たに節を設けて規定する。竜巻注意情報の伝達など竜巻等突風災害特有の予防対策及び応急対策を除いては、他の自然災害に準じて対応する。

### ③ 行政機能の維持のための業務継続計画の追加（第1章第2節、第2章第24節）

新潟県地域防災計画（震災対策編、風水害対策編）に行政機関等の業務継続計画が盛り込まれたことを受けて、災害時における行政機能の維持のための業務継続計画について新たに節を設けて規定する。具体的な業務継続計画は、別途策定する。

### ④ 広域避難対応の追加（第2章第19節、第3章第8節）

災害対策基本法が改正され、他市町村への避難や他市町村からの避難者の受け入れに関する規定が新設されたことを受けて、広域避難体制の整備、広域避難の実施及び広域避難者の受け入れについて新たに規定する。

⑤ 柏崎市の上水道給水区域への編入等に伴う記述の整理（第1章第2節、第2章第13節、第3章第2節・第25節、第4章第1節、旧第2章第11節）

平成24年10月1日に刈羽村が柏崎市の上水道及び簡易水道の給水区域に編入されたことから、柏崎市ガス水道局と刈羽村の役割分担に応じて、給水及び水道施設応急対策の記述を整理する。なお、水道施設に係る災害予防の大部分は柏崎市ガス水道局の業務となるため、水道施設災害予防計画の節は削除し、ガスとともに農業集落排水施設災害予防計画の節に統合する。

⑥ 集団事故災害対策の追加及び航空、鉄道、道路事故災害対策の記述の充実（第3章第33節）

新潟県地域防災計画（個別災害対策編）が修正され、集団事故災害予防計画及び応急対策が盛り込まれたことを受けて、個別災害対策の節でこれらを新たに規定する。この節で特に規定する事項を除いては、他の個別災害対策と同様自然災害に準じて対応する。また、航空事故、鉄道事故、道路事故災害対策に関する記述を充実させる。

⑦ 緊急地震速報等に関する記述の充実（第2章第1節・第7節・第12節・第15節、第3章第2節・第4節・第7節・第8節）

緊急地震速報や土砂災害警戒情報の提供開始、新潟県総合防災情報システムや緊急速報メールの運用開始、住宅用火災警報器の設置義務化を受けて新潟県地域防災計画が修正されたことを踏まえ、警戒避難体制の構築や防災通信設備の整備・活用、避難行動などの項目に緊急地震速報等に関する記述を加える。

⑧ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の追加（第2章第7節）

県が新たに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した山崎、刈羽本村、刈羽雀森の3地区を追加する。

⑨ 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知（第3章第5節・第8節・第13節）

土砂災害防止法が改正され、大規模な土砂災害が急迫している場合に国や県が緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を市町村に通知することとされたことから、緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知について規定する。

⑩ 水防活動従事者の安全確保（第3章第12節）

水防法が改正され、水防活動従事者の安全確保に配慮するよう規定されたことから、水防活動に従事する消防団員等の安全の確保について規定する。

- ⑪ 食料等の供給における災害時要援護者への配慮等（第2章第20節・第21節）  
腎臓病患者など摂食上の配慮を必要とする者に必要な食料や、高齢者など災害時要援護者の特性に応じた生活必需品を災害時に速やかに供給できる体制を整備する。また、夏季における供給食料の衛生対策について規定する。
- ⑫ 避難者に応じた避難場所の提供（第2章第19節）  
災害時要援護者をはじめ被災者一人ひとりに適した避難施設への誘導が必要なことから、福祉避難所や介護施設など適切な避難場所を確保し、避難者を誘導できる体制を構築する。
- ⑬ 知事に対する自衛隊派遣要請依頼の自衛隊に対する通知（第3章第3節）  
災害対策基本法の改正を受けて、村長が自衛隊の災害派遣要請を行うよう知事に依頼したときは、その旨及び災害の状況を防衛大臣等に通知する。
- ⑭ 規制除外車両の確認手続き及び自動車運転者のとるべき措置（第3章第9節）  
県公安委員会が行う規制除外車両の確認の手続きについて規定する。また、自動車運転者のとるべき措置について車両を運転中の場合とそれ以外の場合、災害対策基本法に基づく交通規制が行われた場合に分けて整理する。
- ⑮ 家屋の被害認定基準及び応急修理制度の所得制限（第3章第29節・第32節）  
国が地盤に係る住家被害認定の基準を定めたことから、これを追加する。また、大規模半壊の判定基準を記述するとともに、住宅応急修理制度で大規模半壊世帯の所得制限が撤廃されたことから、所得要件の記述に反映させる。
- ⑯ 災害対策本部の組織、事務分掌の見直し（第3章第2節）  
平成24年10月1日に刈羽村が柏崎市の上水道及び簡易水道の給水区域に編入されたことから、災害対策本部の上下水道班を廃止し、平成25年4月の組織改編も含めて災害対策本部の組織、事務分掌を全面的に見直す。
- ⑰ 各種制度改正等に伴う修正（第4章第1節・第2節）  
第4章災害復旧対策に掲載している各種支援制度や激甚災害指定基準などを現行の制度に合わせて修正する。

⑯ 人口データ等の更新、防災関係機関の名称等の変更（第1章第2節・第3節、第3章第16節等）

人口や災害時要援護者数等を最新のデータに更新し、防災関係機関の名称や業務内容の変更、大雪注意報・警報の発表基準の変更を反映させる。また、資料編において、新たに締結した民間企業等との協定や地盤被害に係る住家の被害認定フローを追加し、関係機関の連絡先や災害救助基準を最新の内容に更新する。

⑰ その他、新潟県地域防災計画の修正に合わせた字句の修正等（全体）

新潟県地域防災計画で字句を修正したり表現を改めたりした部分について、必要に応じて字句や表現を修正する。また、節の新設に伴い節を移動する。

# 刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）修正の概要

## 1 修正の経緯

刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）は、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震における初動対応等の教訓を踏まえて平成22年10月に修正を行い、原子力災害に至らない事故（未満事象）や発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合（複合災害時）の対応について記述するなどした。

その後、平成23年3月に東日本大震災が発生し、東京電力㈱福島第一原子力発電所で放射性物質が大量に放出され広範囲に影響が及ぶ深刻な事故が発生したことを受け、国では原子力規制組織である内閣府原子力安全委員会と経済産業省原子力安全・保安院が廃止され、環境省に原子力規制委員会とその事務局である原子力規制庁が設置されたほか、原子力災害対策特別措置法（原災法）や災害対策基本法が改正され、防災基本計画（原子力災害対策編）が修正された。さらに、原子力規制委員会は昨年10月に原子力災害対策指針を策定し、その後も指針の改定に向けた検討を進めている。

一方、新潟県は、旧原子力安全委員会がとりまとめた「「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について 中間とりまとめ」における災害対策実施区域の考え方等を踏まえて、昨年8月、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）を修正した。

即時避難区域（P A Z）に所在する刈羽村としては、これらの状況を受けて、県や避難先となる県内他市町村とこれまで以上に連携を深めて実効性のある避難体制を早急に確立する必要があることから、原子力規制委員会の発足や原子力災害対策法令の改正、防災基本計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策指針、内閣府と消防庁が示す地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正、県内全市町村が参加する「市町村による原子力安全対策に関する研究会」が策定した「実効性のある避難計画（暫定版）」などを反映させて、刈羽村地域防災計画（原子力災害対策編）を修正するものである。

なお、今後原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改定した場合は、その内容を踏まえ、改めて計画を修正するものとする。

## 2 主な修正事項

### ① 即時避難区域（P A Z）の設定及び30km圏外への避難（第1章第5節）

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）が修正され、原子力防災対策を実施すべき地域を新潟県内全域とし、発電所から半径おおむね5km圏内を即時避難区域（P A Z）、半径おおむね5～30km圏内を避難準備区域（U P Z）、半径おおむね30～50km圏内を屋内退避計画地域（P P A）、県内全域を放射線量監視地域とした。

刈羽村は発電所から半径 5 km 圏と 5 ~ 10km 圏を抱えるが、5 km 圏内に人口の約 97% が居住していることから、村内全域で同一の原子力災害対策を実施することが適切であると判断して村内全域を即時避難区域（P A Z）とし、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに発電所から半径おおむね 30km 圏外への避難を実施する。

② 計画の基礎とするべき災害の想定（第 1 章第 6 節）

東京電力・福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、計画の基礎とするべき災害は、過酷事故により放射性物質が周辺環境に放出され、広範囲に影響が及ぶような事故を想定する。

③ 緊急事態区分に応じた防護措置の準備及び実施（第 1 章第 7 節）

原子力災害対策指針が示す発電所の緊急事態区分に応じて実施すべき防護措置及びその準備について規定する。

具体的には、警戒事態（警戒事象時）で災害時要援護者の避難準備を開始し、施設敷地緊急事態（原災法 10 条の特定事象時）で災害時要援護者の避難を実施するとともに全住民の避難及び安定ヨウ素剤服用の準備を開始し、全面緊急事態（原災法 15 条の原子力緊急事態時）で全住民の避難及び安定ヨウ素剤の服用を実施する。

④ 避難先市町村・施設等の事前選定など広域避難体制の整備（第 2 章第 12 節・第 13 節、第 3 章第 5 節）

緊急性の高い即時避難区域（P A Z）から段階的に迅速・円滑な避難が実施できるよう、県の調整のもと県内他市町村と協議し、複数の避難先市町村、避難所施設、避難経路等の候補を事前に選定して具体的な避難行動計画を策定し、村民等に周知するなど広域避難体制の整備を図る。

⑤ 知事、村長による避難の指示及び解除（第 3 章第 5 節）

知事は、原子力事業者から即時避難事象発生の通報を受けた場合は、県内他市町村と避難調整を行ったうえで避難先市町村及び避難施設名を示し、村長を経由して村民等に避難を指示する。

村長は、知事もしくは原災法に基づく内閣総理大臣の指示を受けた場合又は独自の判断により、村民等に対して避難を指示する。

避難指示の解除は、内閣総理大臣の指示によるほか県と村が協議して避難指示者が行う。

## ⑥ 災害時要援護者の避難対策（第2章第12節、第3章第2節・第5節）

警戒事象時には、事故の急速な進展に備え避難車両の手配を開始するなど、早期に災害時要援護者の避難準備に着手するとともに、災害時要援護者に対し避難の準備を行うよう連絡する。

在宅の災害時要援護者は地域住民の共助を中心に自衛隊等の協力を得て避難を支援するほか、学校、保育園、社会福祉施設は各施設があらかじめ定める避難計画に基づき児童・生徒、園児、入所者等を避難させる。

また、避難途中や避難所において災害時要援護者が健康状態を悪化させないよう、関係機関と協力して福祉避難所の確保や健康状態の把握などに十分配慮する。

## ⑦ 自家用車による避難の実施（第3章第5節・第6節・第8節）

自家用車による避難を前提とした計画とし、県警察、道路管理者、受入市町村等関係機関と連携して道路交通情報の把握、交通規制、避難所付近での誘導、避難者への情報提供などの対策を講じる。

## ⑧ 受入市町村の協力による避難所の運営（第3章第5節）

避難所の開設、避難所までの誘導、相談所の開設、避難者の把握その他避難所運営及び避難者支援全般について受入市町村の協力を得るものとし、避難から一定期間が経過したときは村が受入市町村から引き継ぐ。

## ⑨ 避難所外避難者に対する支援（第3章第5節）

村が指定した避難所以外の場所に避難した村民等の把握、これらの者への食料・物資、情報の提供を県や受入市町村など県内他市町村の協力を得て行う。

## ⑩ 行政機関の退避及び業務継続（第2章第16節、第3章第5節）

役場庁舎が即時避難区域（P A Z）に含まれるため原子力災害時には行政拠点の移転を余儀なくされることから、受入可能市町村の協力を得て行政拠点の移転先の候補施設をあらかじめ選定し、退避計画を策定するとともに、行政拠点の移転先で災害応急対策と優先度の高い通常業務を並行して実施するため、あらかじめ業務継続計画（B C P）を策定する。

## ⑪ 安定ヨウ素剤の服用（第2章第11節、第3章第9節、第4章第2節）

県による安定ヨウ素剤服用の指示について、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）の記述のとおり記載する。

緊急時に迅速かつ確実に安定ヨウ素剤を服用できるよう、希望者への事前入手の支援等も含め、県とともに関係機関との調整を進める。

複合災害時は避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての安定ヨウ素剤の服用を初期段階で検討する。

安定ヨウ素剤の事前配布や避難等の防護措置との併用のあり方など安定ヨウ素剤の配布、服用に関する詳細が原子力災害対策指針で示されていないことから、今回の修正ではこれらについては記述しない。

⑫ 第1次配備態勢における原子力災害警戒本部の設置（第3章第1節、第4章第1節）

これまで第1次配備態勢では村長、副村長と防災・福祉担当課職員が警戒体制をとることとしていたが、原災法10条の特定事象に先行する警戒事象や大規模自然災害が発生した時点で、災害時要援護者の避難準備を開始するために全般的な警戒体制をとる必要があることから、第1次配備態勢の基準に該当した時点で原子力災害警戒本部を設置する。

⑬ 原子力緊急事態解除宣言後の対応（第5章第2節・第3節）

原子力緊急事態解除宣言後は、国と連携して被災者の生活を支援するほか、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策実施区域を設定する。

⑭ 原子力規制委員会の発足、原災法等の改正、原子力災害対策指針の策定に伴う記述の修正（第1章第2節・第4節・第6節、第2章第9節・第12節、第3章第1節・第2節・第7節・第11節など）

原子力規制委員会の発足や原災法の改正などにより特定事象等の通報先を修正するほか、原子力災害対策指針の策定に伴い記述を修正する。

⑮ 災害対策本部の組織、事務分掌の見直し（第3章第1節、第4章第1節）

平成24年10月1日に刈羽村が柏崎市の上水道及び簡易水道の給水区域に編入されたことから、災害対策本部の水道部を廃止し、平成25年4月の組織改編も含めて災害対策本部の組織、事務分掌を全面的に見直す。

⑯ 章名の変更（第2章、第3章、第5章）

原子力災害対策指針の表記に合わせて、第2章「災害予防対策」を「原子力災害事前対策」に、第3章「災害応急対策」を「緊急事態応急対策」に、第5章「災害復旧対策」を「原子力災害中長期対策」に改める。

⑰ その他、新潟県地域防災計画の修正に合わせた字句の修正等（全体）

昨年8月の新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正に合わせて、防災関係機関の処理すべき事務、業務の内容その他の記述を修正する。